

改 正 案	現 行
第十条（略） ② 会社であつて、その総資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額（以下「総資産合計額」という。）が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式会社」という。）は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この項において「株式発行会社」という。）の株式を取得し、又は所有する場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に	第十条（略） ② 会社であつて、その総資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額（以下「総資産合計額」という。）が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式会社」という。）は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この項において「株式発行会社」という。）の株式を取得し、又は所有する場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に

、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）が他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社（証券仲介業者を除く。）が業務として株式を取得し、又は所有する場合は、この限りでない。

③
(略)

、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社（証券仲介業者を除く。）が業務として株式を取得し、又は所有する場合は、この限りでない。

③
(略)

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

改正案	現行
第十一条の四十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一（略） 二 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う外国の会社 二の二 少額短期保険業者（保険業法第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。） 三〇五（略） ② 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 従属業務 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第二号の二までに掲げる会社が行う業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの 二（略） ③⑥（略） 第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号の二に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに	第十一条の四十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一（略） 二 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第十二条第二項第三号二において同じ。）を行う外国の会社（新設） 三〇五（略） ② 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 従属業務 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号若しくは第二号に掲げる会社の行う業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの 二（略） ③⑥（略） 第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社及び同項第五号に掲げ

同項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

②・③（略）

第十二条（略）

② 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二（略）

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（次に掲げる者を除く。）

イハ（略）

ニ 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会にある場合は、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の四十九第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社

る会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

②・③（略）

第十二条（略）

② 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二（略）

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（次に掲げる者を除く。）

イハ（略）

ニ 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会にある場合は、当該農業協同組合連合会の子会社である保険会社及び保険業を行う外国の会社

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
（商法等の準用） 第九条の七の五（略） 2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第二号（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所屬保険会社等の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（顧客に対する説明）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条（立入検査等）、第三百六条（業務改善命令）及び第三百七条第一項第三号（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号中「損	（商法等の準用） 第九条の七の五（略） 2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所屬保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条（立入検査等）、第三百六条（業務改善命令）及び第三百七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、

害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

同法第二百七十五条第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

改正案	現行
（信用協同組合連合会の子会社の範囲等） 第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一 四 （略） 四の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。） 五 八 （略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六 （略） 七 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社又は少額短期保険業者 ロ （略） ハ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八 （略） 三 七 （略）	（信用協同組合連合会の子会社の範囲等） 第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一 四 （略） （新設） 五 八 （略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六 （略） 七 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社 ロ （略） ハ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八 （略） 三 七 （略）

改正案	現行
(調書の提出) 第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの、支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が財務省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。 一 保険会社（保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者及び共済事業を行う者を含む。） 支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書 二 (略) 2・3 (略)	(調書の提出) 第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの、支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が財務省令で定める額以下のものについては、当該調書に記載することを要しない。 一 保険会社（共済事業を行う者を含む。） 支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書 二 (略) 2・3 (略)

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）

改正案	現行
（信用金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一、四（略） 四の二 保険業法第二十八条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。） 五、十二（略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一、六（略） 七 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社 ロ（略） ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八（略） 三、七（略）	（信用金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一、四（略） （新設） 五、十二（略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一、六（略） 七 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社 ロ（略） ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八（略） 三、七（略）

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

改正案	現行
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一五（略） 五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。） 六十三（略） 二三（略） 四 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一六（略） 七 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社 ロ（略） ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八（略） 五〇（略）	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一五（略） （新設） 六十三（略） 二三（略） 四 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一六（略） 七 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社 ロ（略） ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八（略） 五〇（略）

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 四 (略)

四の二 少額短期保険業者

五 九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ (略)

ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 四 (略)

(新設)

五 九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ (略)

ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社

業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合に あつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除 くものとする。) 十一・十二 (略) 2 6 (略)	のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号 に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。) 十一・十二 (略) 2 6 (略)
---	---

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

改正案	現行
（労働金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一 四 （略） 四の二 保険業法第二十八条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。） 五 八 （略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六 （略） 七 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社又は少額短期保険業者 ロ （略） ハ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 八 （略） 三 七 （略）	（労働金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一 四 （略） （新設） 五 八 （略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六 （略） 七 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社 ロ （略） ハ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 八 （略） 三 七 （略）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～二十三（略）		
二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録		
(一)～(七)（略）	（略）	（略）
(八) 保険業法第二百七十二條第一項（登録）の少額短期保険業者の登録	登録件数	一件につき十 五万円
(九)～(十二)（略）	（略）	（略）
二十四の二～五十四（略）		

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一～二十三（略）		
二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録		
(一)～(七)（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
(八)～(十二)（略）	（略）	（略）
二十四の二～五十四（略）		

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

改正案	現行
（銀行の子会社の範囲等） 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一五（略） 五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。） 六十三（略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一六（略） 七 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社 ロ（略） ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八（略） 三八（略） （銀行持株会社の子会社の範囲等） 第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以	（銀行の子会社の範囲等） 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一五（略） （新設） 六十三（略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一六（略） 七 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社 ロ（略） ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 八（略） 三八（略） （銀行持株会社の子会社の範囲等） 第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以

下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇四 (略)

四の二 少額短期保険業者

五〇九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ (略)

ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

十一・十二 (略)

二〇六 (略)

下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一〇四 (略)

(新設)

五〇九 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ (略)

ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

十一・十二 (略)

二〇六 (略)

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）

改正案	現行
（基礎控除） 第十八条 次の各号に掲げる金額のいずれが多い金額は、課税価格から控除する。 一 土地等を有する者のイ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額 イ 普通法人のうち課税時期における資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（保険業法（平成七年法律第百五号）第二十五条第五項（定義）に規定する相互会社及び同条第十項に規定する外国相互会社で政令で定めるものを含む。） 十億円 ロ（略） 二（略） 2（略）	（基礎控除） 第十八条 次の各号に掲げる金額のいずれが多い金額は、課税価格から控除する。 一 土地等を有する者のイ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額 イ 普通法人のうち課税時期における資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（保険業法（平成七年法律第百五号）第二十五条第五項（定義）に規定する相互会社及び同条第十項に規定する外国相互会社を含む。） 十億円 ロ（略） 二（略） 2（略）

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。 イ・ニ （略） ホ 保険業を行う者 ヘ・マ （略） 四・二十七 （略）	（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。 イ・ニ （略） ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者 ヘ・マ （略） 四・二十七 （略）

○ 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）

改正案	現行
（保険業法の適用等） 第五条（略） 2 保険業法の規定は、同法第二百七十六条、第二百八十条、第三百七条（登録の取消しに係る部分に限る。）及び第五編の規定を除き、前項の届出に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いをする場合における公社に適用があるものとする。この場合において、公社は、当該届出に係る損害保険会社等を同法第二十四条に規定する所屬保険会社等とする同法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とみなす。 3（略）	（保険業法の適用等） 第五条（略） 2 保険業法の規定は、同法第二百七十六条、第二百八十条、第三百七条（登録の取消しに係る部分に限る。）及び第五編の規定を除き、前項の届出に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いをする場合における公社に適用があるものとする。この場合において、公社は、当該届出に係る損害保険会社等を同法第二十条に規定する所屬保険会社とする同法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とみなす。 3（略）

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）

改正案	現行
(定義) 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一〜十七 (略) 十七の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者 十八〜四十 (略)	(定義) 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一〜十七 (略) (新設) 十八〜四十 (略)